

7. 介護支援専門員

介護支援専門員（ケアマネジャー）とは、平成12年4月の介護保険制度の施行にあわせて創設された資格です。介護支援専門員は、要介護者及びその家族からの相談に応じ、要介護者とその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるように、ケアプラン（居宅サービス計画・施設サービス計画）を作成する専門職であり、居宅介護支援事業者（ケアプラン作成機関）や介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設など）などに配置されることが定められています。

介護支援専門員になるためには

「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」の規定に定められた保健・医療・福祉の分野での実務経験を満たし、年1回各都道府県で行われる「介護支援専門員実務研修受講試験」に合格し、「介護支援専門員実務研修」を修了し、「介護支援専門員資格登録名簿」に登録することが必要です。なお、介護支援専門員として業務に従事するためには、「介護支援専門員証」の交付を受ける必要があります。

介護支援専門員実務研修受講試験

試験は、例年10月に筆記試験の方法で行われます。5肢複択方式で出題され、マークシート形式で回答します。

(1) 出題範囲及び出題数

出題範囲	問題数
【介護支援分野】 介護保険制度の基礎知識 要介護認定等の基礎知識 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問
【保健医療福祉サービス分野】 保健医療サービス分野の知識等 （基礎） （総合）	15問 5問
福祉サービスの知識等	15問
解答合計数	60問

※「介護支援分野」は全員が受験しますが、「保健医療福祉サービス分野」はすでに取得している資格によって、解答免除があります。

受験についての
問い合わせ先

北海道社会福祉協議会 福祉人材部 研修教務課
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2・7
TEL 011-241-3979（直通）

介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件

(平成24年度の場合)

介護支援専門員実務研修受講試験を受験するには、次のア又はイのいずれかの要件を満たすことが必要です。

- ア. 下表の第1号～第3号に定める期間が通算して5年以上であり、かつ、当該勤務に従事した日数が900日以上であること
- イ. 下表の第4号に定める期間が10年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が1800日以上であること

第1号	次の資格を有する者が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士 *上記の当該資格に係る業務に従事した期間は、当該資格の免許の登録の日以降が算定されます。
第2号	相談援助の業務その他これに準ずる業務に従事した期間
第3号	次のいずれかの要件を満たす者が、介護等の業務に従事した期間 1. 社会福祉主事任用資格を取得したこと。 2. 介護職員基礎研修課程若しくは訪問介護員養成研修2級課程又はこれに相当する研修（社会福祉施設長資格認定講習会等）を修了したこと。 3. 第1号に掲げる資格を取得したこと。 4. 相談援助業務従事者として1年以上勤務したこと。 *上記の介護等の業務に従事した期間は、上記の①～④の要件を満たす前の介護等の業務に従事した期間も算定されます。
第4号	第3号の1～4のいずれの要件も満たさない者が介護等の業務に従事した期間

※ いずれの区分についても、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。（当該資格を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務等を行っているような期間は算定できません。）

※ 受験要件は、試験日の前日までの期間を算定することができます。